

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)

目 次

規 則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則
(市町村振興課)

◆教委規則

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則(生涯学習課)

公布された規則のあらまし

◆市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

- 一 次の基準税額等の算定方法の一部を変更することとした。(第三条～第五条 関係)
- (一) 市町村民税の所得割に係る基準税額
- (二) 市町村たばこ税に係る基準税額

規 則

- (三) 自動車取得税交付金に係る基準額
- 二 この規則は、公布の日から施行し、平成九年度分の普通交付税から適用することとした。

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十二号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の算式中「99,747円」を「90,945円」に、「0.998268241」を「0.999737880」に改め、同条の算式の符号B中「1.138」を「1.029」に改め、同条の算式の符号C中「平成6年度」を「平成7年度」に、「1.105」を「1.055」に改め、同条の算式の符号D中「(以下「分攤課税所得等」という。)」及び「から分攤課税所得等に係る控除税務事務費として知事が調査した数に13,000円を乗じて得た額を控除した額」を削る。

第四条の算式中「1.4866」を「1.7868」に、「0.999775184」を「0.999699188」に改め、同条の算式の符号B中「1.0083」を「1.0079」に、「0.9915」を「1.0097」に改め

る。

第五条の算式中「1.000132997」を「0.999758991」に改め、同条の算式の符号B中「1.084」を「1.071」に、「1.008」を「1.000」に改める。

別表第一の表を次のように改める。

課税標準額の段階	乗率
五万円以下のもの	八・九一三
五万円を超え十万円以下のもの	一・九九一
十万円を超え二十万円以下のもの	一・五三〇
二十万円を超え四十万円以下のもの	一・一一六
四十万円を超え六十万円以下のもの	一・〇一九
六十万円を超え八十万円以下のもの	一・〇〇八
八十万円を超え百二十万円以下のもの	一・〇〇七
百二十万円を超え百六十万円以下のもの	一・〇〇六
百六十万円を超え二百万円以下のもの	一・〇〇六
二百万円を超え三百万円以下のもの	一・〇〇二
三百万円を超えるもの	一・〇〇〇

別表第二の表を次のように改める。

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇三二	一・一九一	東郷町	一・〇三九	〇・八二四
米子市	一・〇三〇	一・一三二	三朝町	一・〇一九	〇・七五五
倉吉市	一・〇二九	〇・九五八	関金町	一・〇二九	〇・六七五
境港市	一・〇二四	〇・九七二	北条町	一・〇四〇	〇・七七七
国府町	一・〇二五	〇・八五八	大栄町	一・〇三五	〇・八三〇
岩美町	一・〇一七	〇・七七七	東伯町	一・〇二八	〇・八五六
福部村	一・〇三六	〇・六六一	赤碓町	一・〇三四	〇・八一四

郡家町	一・〇二四	〇・八七三	西伯町	一・〇二四	〇・八五〇
船岡町	一・〇一一	〇・八七二	会見町	一・〇四二	〇・八四五
河原町	一・〇二〇	〇・八七二	岸本町	一・〇四一	〇・九〇七
八東町	一・〇一七	〇・八四〇	日吉津村	一・〇一三	一・一〇六
若桜町	〇・九八一	〇・七八一	淀江町	一・〇三三	〇・八六四
用瀬町	一・〇一六	〇・八三四	大山町	一・〇四五	〇・七七七
佐治村	一・〇一二	〇・六八五	名和町	一・〇二七	〇・八四五
智頭町	一・〇〇七	〇・八〇七	中山町	一・〇五九	〇・七六二
気高町	一・〇三二	〇・七九五	日南町	一・〇〇八	〇・七〇三
鹿野町	一・〇一七	〇・八一九	日野町	一・〇〇〇	〇・八一四
青谷町	一・〇〇六	〇・七八九	江府町	一・〇二二	〇・七五五
羽合町	一・〇四二	〇・七九四	溝口町	一・〇二二	〇・八五五
泊村	一・〇二二	〇・七二八			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の規定は、平成九年度分の普通交付税から適用する。

教育委員会規則

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年七月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 岡

田

端

鳥取県教育委員会規則第七号

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和三十六年七月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一に該当する者」を「いずれかに該当するもの」に改め、同条第一号中「第九条の四第一号」の下に「又は第二号」を加え、「五年」を「四年」に改め、「者」の下に「で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験を有するもの」を加え、同条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

別記第一号様式中「~~ハ~~ 齋」及び「~~ロ~~ 齋」を削り、「~~ハ~~ 齋」を「~~ハ~~ 齋」に改める。

別記第三号様式中「~~ハ~~ 齋」及び「~~ロ~~ 齋」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。